栃木県総合文化センター利用料金の減免・割引が変わります

●「アーティストバンク減免」を新設します。

「とちぎアーティストバンク」登録者が初めてホール又はギャラリーを利用し、公演又は作品展を開催する場合、施設利用料を50%減免いたします。

※令和7年4月1日以降の利用日から適用となります。

※対象者にはアーティストバンク登録後に利用券が発行されますので、申請時にご提出ください。

●「スタンプカード減免」は今後終了いたします。

(ホール・ギャラリー以外の施設を3年間以内に20回を超えて利用した場合の減免)

スタンプカードの新規発行および押印は令和7年3月31日をもって終了となります。

また、減免の適用は令和8年3月31日のご利用分までとなります。

●「1月利用割引」は今後終了いたします。

1月にホール、ギャラリーをご利用される場合の割引は、<u>令和7年(2025)年1月31日</u>ご利用分をもって終了となります。

【お問い合わせ】

栃木県総合文化センター 利用サービス課 TEL 028-643-1000 FAX 028-643-1019 メール riyou@tmf.or.jp